

## 持続可能な学校給食の運営等検討業務委託仕様書

### 1 業務名

持続可能な学校給食の運営等検討業務委託

### 2 業務の目的

本業務は、児童生徒数や労働力の減少などの課題を踏まえ、持続可能な学校給食提供体制を確立するため、学校給食の運営方法や、学校給食室及び富士川学校給食センターの整備方針を検討し、将来的な学校給食に係るコストシミュレーションや課題整理を行うことを目的とする。

### 3 履行期間

契約締結の日から令和8年1月30日（金）まで

### 4 履行場所 富士市役所、各小中学校及び富士川学校給食センター

### 5 業務内容

委託する業務の内容は、次のとおりとする。

#### (1) 将来の提供食数の推計

児童生徒数の将来推計を確認し、今後必要とされる学校給食の提供食数の推計を行うこと。

#### (2) 既存の給食施設の現状と課題の整理

ア 単独調理場37施設及び富士川学校給食センターについて、既存資料の確認や現地調査を行い、老朽化の状況、学校給食衛生管理基準への適合状況及び運用上の課題を整理すること。

イ 既存施設の改修工事実施時に、当該施設改修の実施校に対して給食提供を継続するための課題を整理すること。

ウ 既存施設の継続利用に必要な主な改修工事の内容、時期及び概算工事費を検討するとともに、富士川学校給食センターについては、必要な改修工事や耐用年数等を考慮の上、継続利用の妥当性を評価すること。

#### (3) 今後の給食提供方式の検討

(2)の結果をもとに、今後の学校給食の提供方式（自校方式、親子方式又はセンター方式及びこれらの組合せ）について複数の案を設定し、安全性、おいしさ、財政負担などの観点から最適な方式を評価すること。

#### (4) 学校給食施設の整備の方向性

(3)の結果をもとに、今後の学校給食施設の整備方針、スケジュール及び課題を整理すること。

## 6 成果品（納品物）

- (1) 業務内容に係る結果についてのリエディット可能な電子データ
- (2) カラーでプリントアウトしたもの：10部

## 7 条件・仕様

### (1) 提出物の所有権等

本業務により作成し、委託者に提出した納品物の所有権及び著作権は、委託者に帰属するものとし、委託者において自由に利用、修正又は公開をすることができるものとする。

### (2) 受託業務の履行

受託者は、受託業務の履行に当たり、次の事項を厳守すること。

ア 受託業務の実施担当者を定め、委託の趣旨に従い、受託者の責任において受託業務を完遂すること。

イ 受託業務の実施担当者に支障が生じ、臨時に変更する場合には、直ちにその旨を委託者に報告し、臨時担当者の氏名を委託者へ通知の上、受託業務を遂行すること。

ウ 受託者は、この業務に係る一切の費用を負担すること。

エ 本業務の履行に伴って問題が生じる場合は、その都度、委託者と受託者が協議して解決に当たること。

## 8 留意点

業務遂行に当たり、「個人情報の保護に関する法律」及び「富士市情報セキュリティポリシー」を遵守すること。